

科学研究費基盤研究（A） 知の競争時代における大学体育カリキュラム再構築に関する実践的研究  
G 1 調査報告 『日本における大学体育発祥の背景と理念に関する調査報告  
－GHQ の戦後教育改革に着目して－

日本における大学体育発祥の背景と理念に関する調査報告  
－GHQ の戦後教育改革に着目して－

G 1 M 3

松田裕雄 吉岡利貢 河村レイ子 金谷麻理子

## はじめに

日本の大学で体育が必修となることが決まったのは、1947 年 12 月の大学基準協会総会においてである。いわゆる「基準 22 条」の設定である。ここでは「大学における体育は、学生の健康を保持増進し、社会的、道徳的精神を涵養し、もって学生生活を豊かならしめる、さらに進んで、社会生活を価値あらしめる基礎を作るにあるを目的とする」として、「大学に体育に関する講義及び実技 2 単位を課する」、「学士号取得のための要件単位として、120 単位に体育の 4 単位を加える」趣旨の条項が挿入された。

このことは 1945 年 8 月の敗戦以降 GHQ（連合軍最高司令官総司令部）及び CIE（民間情報教育局）、文部省を中心に進められてきた戦後教育改革におけるひとつの成果である。しかしここに至るまでには様々な形成過程がある。そのルーツを探り、そもそも大学に体育が導入されるに至った背景や理念を正確に抑えることは、半世紀以上を越えた現在、そのあり方を問われている大学体育界にとって非常に重要なことであると考えられる。

そこで本グループでは、戦後教育改革のバイブルともいわれる「米国教育使節団報告書」の作成過程と、その後の CIE の初期改革構想の形成過程について文献調査（体育・スポーツの戦後改革に関する研究大家である立命館大学草深直臣教授の文献中心）を行い、1947 年に大学に体育が導入されるにいたった過程を整理し、その根本理念を探った。

教育使節団報告書の準備過程については、大きく CIE 教育課体育担当官ノービル少佐の活動記録「日本の体育」と、これを受けた使節団体育担当マックロイ博士の使節団報告書草案「体育」の 2 つについて主に紹介する。その後の動きに関しては各種覚書を数点紹介し、これらを通じ使節団報告書の根底にある基本的視点や方向を明らかにした草深氏の考察を紹介するものとする。尚「→」は草深氏の見解を示すものとする

★1945 年 8 月 15 日、「ポツダム宣言」受諾の詔勅が発せられ、アメリカ合衆国が中軸となった日本占領の究極目的は、日本国が再び米国の脅威となり又は世界の平和及び安全の脅威とならざることを確実にすることであり、そのための基本原則のひとつが、軍事力の解体と教育の非軍事化であった。

1945 年内には、CIE 教育課の機構整備は十分には進んでおらず、体育担当官も配備されていなかった。CIE 教育課が体育・スポーツ政策を自覚的に追求するのは、1946 年 1 月に招聘が決定された「教育使節団」を迎える準備段階で、日本教育における体育の比重の大きさに気付いて男子教育担当であったノービル少佐がその担当となった。ノービル少佐は使節団を迎えるにあたって精力的に日本の学校視察やヒアリング調査を行い着々と準備を進めた。様々な視察と懇談を経て完成したのが CIE「日本の教育」とこれを捕捉する「日本の体育」であった。今回は後者を来日した使節団に説明するところの資料から扱うものとする。

## 調査結果

### 1946年3月14日 「日本の体育」

教育使節団員に対し、CIE 教育課員が日本の教育の現状について説明を行う。その体育部門をノービル少佐が以下のように行った。

※この前の「日本の教育」におけるセッションの体育では、武道を始めとする軍国主義的な運動や遊戯は禁止された旨が発表されている

#### 1) 序

「体育・スポーツのプログラムが日本においてリーダーシップと民主主義の発展のために重要な機会を提供するものと確信する」

#### 2) 学校体育プログラム

文部省体育局の今後の計画について 6 項目（うちひとつの中に、大学体育の必修化が入る）、学校体育分野の「再教育の原則的問題」について 11 項目に渡って指摘。また不足の問題として、食糧や用具を始め、大学体育プログラム等 13 項目を挙げた。

#### 3) 学校衛生プログラム

#### 4) 健康・体育・スポーツレクリエーション団体

→各競技団体の戦前の問題は財政的基盤の脆弱性による特定個人の寄付金及び政府補助金への依存体質にあり、したがってまた団体の理念、組織、行事をも特定の方向に導く特定個人の私物化及び政府の官僚統制にあったことが強調されている。そして競技団体へ提供される政府資金を戦前型の補助金とするのかあるいは援助非介入の原理に基づく予算とするかの意義づけとその体制づくりが問われていた。

#### 5) 一般のスポーツ大会

日本におけるスポーツ活動や大会状況について、問題点を指摘

「プロフェッショナルと英雄崇拜の国である。大会への参加者はスポーツに秀で、自己の技能の完成に向けて果敢に専心する男性だけである。他方日本人の大多数は殆ど注目されていないか、または中学校以上の身体訓練を受けていないのである」。

→競技大会における軍国主義や超国家主義の問題はスポーツ及び競技大会への国民一般の参加の機会均等不在の問題と制度的保障の必要性が重視されている。

#### 6) 結論

3 項目の課題に整理

① 多数の未解決の問題 ②体育指導書の改訂 ③靴とスポーツ用具の調達

→結論としては、体育・スポーツの制度・行政の民主化と体育の目的・内容・方法からなるプログラムの近代化が解決すべき問題として提示されたといえる。

→戦前の体育を軍部による圧迫と迫害の過程とした歴史観が原点となっている。体育スポーツの内部構造にまで達した天皇制軍国主義の諸要素を抽出することではなく、少なくとも

も軍事色の排除や画一主義の一掃を形式の上で徹底し、「アメリカンデモクラシーを体現するスポーツ」の振興をもってすれば日本の体育・スポーツのひいては日本の民主化は可能であるという構図になる。のちにスポーツ＝民主主義という牧歌的な受け止めが生まれる素地はここにある。

★この後、使節団は視察に入り、その後すぐに使節団員の一人、チャールズ・H・マックロイ博士が報告書草案となる「体育」及び捕捉文書「体育プログラム」を作成するに至る。

## 1947年3月24日 「体育」

### 1) 緒言

「日本においては、体育は国家的教育政策と関連して学校においてのみその機能を果たすという考え方は避けねばならない。学校は部分的には卒業後の生活を送るための身体訓練とレクリエーションを準備するべきであり、また地域や家庭教育の組織化によって捕捉され、全ての家庭に利用可能なように学校制度によって組織され促進されなければならない」  
→国民総体育、家庭・学校・地域の一体的組織化と計画化を重視した

### 2) 現在の状況

→基本的にはノービルの列挙事項を踏襲したものになっている。マックロイの問題認識で重要なことは以下のとおりである。

○体育民主化の最大の難題である文部省の中央集権的官僚統制の象徴的存在としての教師用指導書が指導方法や内容の画一化と生徒の自発性や自由な思考の剥奪をもたらしていること。

○学校体育と競技の統一的発展を阻害する競技スポーツ優先の社会的圧力、大学体育と学校外体育の不在という体育制度の貧困に起因するスポーツ技術の軽視とその結果として社会人の身体調整能力と生徒のスキルの貧困さをもたらしていること

そして学校体育と競技の統一には体育・スポーツ団体を文部省の官僚統制から自由にし、これが学校体育と密接な関連を持つことが不可欠であると認識されている。

### 3) 12項目に渡る勧告（以下幾つか列挙）

- ①「文部省体育局の機能は支配的で厳格な統制をおこなうものから指導的、助言的、補足的なものへとなるべきである。様々の教育機関の教師と行政官には究極的な恒常の自由があることが重要である。このことは学校プログラムはもちろん、様々なスポーツ・体育団体の支配に対しても適応されるべきである。」
- ③「必修体育は初等、中等、高等学校において継続し、大学において制度化すること。大学体育にあてる時間は週3時間とする。」
- ⑥「新しい教師用指導書が委員会の官僚的支配の一掃を確保するために文部省以外の議長の指導のもとに教師委員会によって準備されることを勧告する」

- ⑦「様々な種類の教材の適応と身体スキルの教授方法を理解することに加えて、活動プログラムを通じて望ましい民主的、社会的、個人的態度と活動習慣を体得させる方法が特に強調されるべきである。」
- ⑩「公立学校制度の中に、成人教育プログラムと家庭運動指導のプログラムを加えることを強く勧告する。小学校5年生から継続して生徒を家庭運動、スポーツゲームの簡単な方法で訓練すること。そのためにレクリエーションやスポーツ団体と協力して A) 生徒自身の「家庭の体育の先生になろう」運動 B) 隣組を通じた恒久的組織と協力して広範な運動・フォーラム・実演を計画すること。またプログラムでは年齢と性差、個人の興味に対応できる家庭での運動の多様な形態が強調されるべきである。更に家庭や行き止まりの路地で行う調整的な価値あるスポーツやゲームを発展させるために男女共同の遊戯に改良すべきである。用具は安価なもので日本の家についている小さな庭の広さで行うことができ、また家の中でも遊べるものとする
- ⑪「全ての生徒にリラクセーションの技術を教えることを勧告する」
- ⑬「新しい指導書の第一草案が完成し次第、教師を再教育するために多様な養成課程を振興することを勧告する。この養成課程において生徒の必要と地域の状況への適応が特に強調されるべきである。地域の教員組織は自らの討論と集団実践の継続を奨励されるべきである。通信課程が僻地教育に利用されてもよい。」
- ⑯「体育の基礎研究の再開が奨励されるべきである。」
- 結び「日本の体育は長足の進歩を遂げる位置にある。現在日本の体育には幾つか優れた点があり、またその人材は西洋諸国の人材に劣ることはない。財政不足による進歩の制限の程度は教育の他の多くの相の場合程ではない。体育の民主主義教育への潜在的貢献は偉大である。したがって相対的に高い優先権が教育のこの領域に与えられることを勧告するものである。」

## 1947年3月 「体育プログラム」

### 概要

本文書は「戦争経験の教訓」「体育の身体的側面に関する幾つかの原則」（生物的目標）「スキルの習得」（心理的目標）「体育の社会的側面」（社会体育）から構成されている。

→本書は草案「体育」で具体的に展開できなかった「体育の民主主義への貢献」を具体的に示した貴重なものであり、体育固有の目的の解説書であるといえる。これは戦後一貫して「安直に」理解され新体育や生活体育に引き継がれていったという歴史的事実とその評価の経緯という点で、また今日の新学習指導要領の問題とも深くかかわっているという点で重要である。以下草深氏文章抜粋

『マックロイは体育を考える視点、体育目的として「生物的過程」「心理的過程」「社会的過程」を挙げている。「生物的過程」とは身体調整能力の獲得過程であり、「社会的過程」とは学校外体育による中高年齢者の身体調整能力の制度的保障過程である。そして「心理的過程」とは技術と技術認識に支えられる優れたパフォーマンスに見える文化的価値が自己のまた他者の存在の理想の反映であり、この即自的かつ対自的存在の理想の共有が自己確証を生み出しスポーツマンシップや共同の価値など民主主義社会に必要な社会的態度の形成、即ち性格形成に結実する過程である。

「心理的過程」において、「これは日本では評価されていないように思われる。教師のスキルの未熟さの為に生徒は頻繁に間違った技術を教えられている」と現状を批判し「正しい技術の習得はオリンピック選手と同様に生徒にとって大切である」とその重要性が強調される。更に「スポーツマンシップの習得は技術の習得と言ってもよい」と断言している。技術の習得とスポーツマンシップの関連性の強調されているこの文脈で「体育の文化的価値」は次のように理解される。

体育授業において教師は教えるべき「スキルが何であるかを知ること」つまりスポーツ技術の本質を理解し、これを生徒は実際の運動分析を通して「自分で何をしようとしているのか分かること」つまり認識し、反復練習と教師の間違った洞察への強制助言を得て技術を獲得して技能を高める。こうして実際のプレイ場面において展開されるプレイの中の優れたパフォーマンスは生徒に達成感と「ありのままの美しさ」や「文化的価値」を与える。同時にこれを見たほかの生徒や教師（観衆）もその「文化的価値」を共有する。共有される「文化的価値」は技術の程度が高いほど大きくなる。つまりパフォーマンスを楽しむことができる。パフォーマンスと観衆によって共有される「文化的価値」がスポーツマンシップに結びつく心理的過程である。

スポーツスキルと文化的価値を心理的過程として理解するとき、マックロイは体育の民主主義への貢献を理論的に次のように理解していたものと思われる。技術と技術認識に支えられたプレイ場面の優れたパフォーマンスの中に存在する文化的価値がプレイヤーと観衆に共有されるとき、プレイヤーは、従ってまた観衆はあるべき理想の、今ある最善のパフォーマンスを自分の存在と重ね合わせてそこに見出し自己確証を得る。この

自己確証をプレイヤーはパフォーマンスの理想の実現と観衆の目である他者認識を通して、また観衆はパフォーマンスの実現された理想とプレイヤーのパフォーマンスである他者行為を通して獲得するのである。プレイヤーは一人でも優れたパフォーマンスの中に文化的価値の実感を通して自己確証を得ることができるのはパフォーマンスの中に自己があり、パフォーマンスの理想の中に自己の理想があるからである。つまりプレイヤーにとってのパフォーマンスは自己の分身であり、それは観衆と同じであるからである。このように技術と技術認識に支えられた優れたパフォーマンスの中にある文化的価値とは自己確証であり、フェアプレー、協力共同、スポーツマンシップなどの民主主義社会において求められる社会的態度の形成、すなわち性格形成に結実されるのである。マックロイが体育の民主主義への貢献の偉大さを主張する時、その基本としてスポーツの技術と技術認識の獲得が強調されている。』

## 1946年3月30日 「教育使節団報告書」

○教育使節団報告書の中で体育は第一章「保健と体育」「体育」「結論」で扱われている。

### 「保健と体育」

ここでは食糧不足による栄養問題が重視され、国民のスポーツエネルギーの高揚が注目された。

### 「体育」（全文抜粋）

『身体を丈夫にし、体調を整え、身体的技術を教えることに加えて、学校はスポーツマン精神及び共同作業に固有の諸価値を認識する必要がある。家庭や路地でもでき、身体への調整的価値をもつスポーツやゲームを盛んにするよう、あらゆる努力がなされるべきである。できれば、これらは男女共に行えるようにすべきである。設備は高価なものである必要はない。

初等学校、中等学校、特殊学校及び専門学校での体育教育に割り振られた時間数は多い。学生が長時間、なんら身体的娯楽も与えられずに学習ばかりしがちな大学レベルでも、同様の課業が与えられるべきである。女子の体育活動を担当する女性教師をもっと増やし、活動のプログラムをさらに改善するような措置がとられるべきである。

体育施設の再整備に特に力を入れることを勧告する。

新しい教師用参考書の起草は、教師たちを構成メンバーとする委員会によって着手されるべきであり、教員養成の方法は、保健、体育、及び娯楽についての新しい知識の光の下で開発していかななくてはならない。そのためには調査研究が必要であろう。

体育関係の諸協会や非軍国主義的スポーツ団体は、青年団体も含めて、従来の活動を復活させ奨励さるべきである。

われわれは、日本が体育において前進することができることを信じている。その組織は数々の長所をもち、そこに関係する人々も、西欧諸国の人々に決してひけをとらない。まさに、民主主義教育への体育の貢献の潜在力には大なるものがあるのである。』

### 「第一章結論」（一部抜粋）

『教育制度というものは、各個人が一少年であれ少女であれ、男子であれ女子であれ一知的で責任感が強く協力を惜しまない、社会の一員としての能力を全的に発展させることを助長するように整えられなければならない。したがって、学生の健康や体調のためには十分な配慮が必要である。』

○民主主義に貢献する「体育」の象徴的存在が「スポーツ」に他ならないことは、スポーツが教育における民主主義の説明事例として他数か所に記されている。

### 「序論」

『民主主義的な生き方の要素を少しも持ち合わせてはいないという国もなければ、またその要素をすべて備えた国があるわけでもない。競技を愛してプレーをするが、そのルールには従うというスポーツマンは、こうした生き方の良い例である。』



## 第一章「道徳と倫理」

『民主主義的道徳による政治手法は、議会の諸規則や、またそれらの規則によって創られた諸々の慣行の中に見出される。そうした形式的手続きを踏まなければ、公的な会合を開くことはできないし、従って共通の識見を抽出することも、その識見を一致した行動に結集することもできない。こうして、多数派には少数派を尊重させ、少数派には多数派の規則にしたがわせ、やがては少数派を多数派たらしめるというスポーツマン精神が政治において広くゆきわたることになるのである』

## 第四章「公民教育における教授実践上の提案」

『グループによるゲーム、チーム・スポーツも、協調の美徳、他人への尊敬、実際生活での、しかも苦しい状況での良いスポーツマンシップのルールを学ばせる恰好の機会を提供してくれる。もしこれらの態度が一般化されて、他の生活状況に適用されうるなら、それらは、純粹に教訓的な方法からは生まれそうもない意義と実質とを与えられることになる』

## 第四章「個人的差異」

『平等とは機械的な画一性を意味するものではない。民主主義的な学校では、宗教、人種、社会的地位の差異など、生徒間のある種の差異は、正当に、無視される。平等な教育機会は大人の世界に見られる如何なる偏見にも関わりなく、全ての生徒に与えられるべきである。～ 男女が一緒に成長することの経験は、自然でもあり有益でもあると信じられている。スポーツや体育のような活動、あるいは希望によってはある種の手仕事についての学校内での男女の差別処遇は、それが一旦慣例となってしまうと、それほど難しい問題とはならないものである。』

【マックロイ草案との連動性】（ほぼ採用されている）

→体育目的：体調整備・技術の習得・スポーツマンシップ及び共同の価値認識

体育の民主化項目：

指導書の教師委員会による自主編成・学校体育と競技との統一的発展・社会体育による中高年齢者の身体調整能力の保障・体育、スポーツ団体の復活・大学体育と学校外体育の制度化

体育プログラムの近代化項目：技術と技術認識の獲得による性格形成

→民主主義に貢献する体育の象徴的存在がスポーツであること

★1946年4月「教育使節団報告書」を具体化していく作業が CIE「Physical Education Project」を軸に進んでいく。（～1947年3月）

Physical Education Branch 専任担当官 ノビール少佐（8月にはグラハム大尉追加配属）

**1946年8月6日ノビール少佐覚書（to 教育課長オア中佐、体育計画の枠組みについて）**

- ① 体育行政の検討（・ 体育局の機能・ 地方体育担当官の機能・ 地方分権問題）
- ② 政策研究
- ③ 体育用具の検討
- ④ 全体的体育像に関わる組織・ 団体とその関連の研究
- ⑤ カリキュラムの及びコーススタディの研究  
（・ カリキュラムの再建・ 体育マニュアルの再執筆）
- ⑥ 体育指導者養成の検討  
（・ 教員養成機関・ 体育問題に関する会議・ 体育指導者短期再研修）
- ⑦ 日本の体育活動の研究  
（・ 学校体育活動・ 課外活動・ 非学校の競技活動）
- ⑧ 可能且つ必要なエリア、施設の研究
- ⑨ 健康教育の研究  
（・ 現在の学校プログラム・ 将来のプログラム）
- ⑩ ヘルスサービスの研究  
（・ 学校医、歯科医、看護婦の給与と勤務時間表・ ヘルスサービスのために必要な設備、  
備品・ 学校給食問題）

《深刻な施設・ 用具不足問題》

問題解決に向けたノビールの奮闘

○ 基本政策実現の重要性と現状とのギャップについて説明

『マッカーサー指令の第二段階は、日本の民主化を要求している。民主主義の確立とは政治組織でもって終わりではなく、むしろ始まりなのである。また本官の意見によれば、体育プログラム以上に民主的な諸活動の実践を行えるものはない。したがって競技用具を必要な数だけ生産することはGHQの方針に添うものである』

－GHQ, SCAP 関係局長への勧告

- ・ 日本の体育は、占領目的に大きく貢献できる。
  - 1) それは軍国主義的傾向を撲滅することに寄与する。
  - 2) 学校から排除された武道及び軍事訓練の代わりとして健全な民主的ゲームを与えることが必要である。
  - 3) それは健全で平和的な諸活動を生み出すことに寄与し、それによって情緒的なはけ口を与え、占領問題を少なくさせる。

→ 野球がメインになった背景：戦前のボールゲームは野球以外ほとんど行われておらず、他のスポーツに関しては知識も指導者も少なかった。野球は伝統、国民の関心、指導者において圧倒的な力量を持っていた。

## 1947年2月10日ノビール少佐覚書

### (to CIE 連絡視察担当エビシャー中尉、体育分野の政策について)

- ① 占領の目的、目標達成のため、体育・レクリエーション・健康分野の日本側官僚及び機関に働きかけること
- ② 体育の確立：軍国主義の除去と健全なスポーツの奨励及び適切に監督された参加を通じて民主主義の促進
- ③ 体育管理・統制の地方分権化の奨励、責任を負うべき地方人への激励、地方プログラムのためのリーダーシップの発展
- ④ 現職体育職員の再研修と適切な教員養成の奨励
- ⑤ 用地の取得と発展及び施設の建設と健全なプログラムの発展を助長する体育用具の生産・供給の促進
- ⑥ 健全な生活の総合的指標と実践の確立
- ⑦ 体育・レクリエーションへの健全で総合的な参加の発展や同一地域でのスポーツの促進及び過度の対外試合の抑制
- ⑧ スポーツマンシップ、フェアプレイ、スポーツフォアスポーツ観を促進し、スポーツのプロ的転向、助成金制度、コマーシャリズムの抑制
- ⑨ 健全な競技リーグ、トーナメントフェスティバル、及びフィールドデ이의奨励
- ⑩ 全ての学生が参加できるような機会を提供する大学レベルでのコースオブスタディに体育を加えること
- ⑪ 建設的な体育・レクリエーション・保険関係機関・組織の助長
- ⑫ 占領目的に貢献するよう、健全な地域レクリエーションの奨励
- ⑬ 占領地域での体育・レクリエーションについての完全かつ広範囲な調査の激励
- ⑭ 女性自身の手による女性の為の適切な体育・レクリエーションプログラムの奨励

### 【完遂事項】

1. 軍事訓練活動に代わりスポーツを代用させるよう多くの文部省通達の発行
2. 教師や指導者の再教育講習会の実施
3. 体育・スポーツ組織の再編・整備
4. 一定量の競技用具の製造・供給と依然としての緊急性
5. 多くのスポーツトーナメント、リーグの結成
6. 学校給食計画の開始
7. 多くの地域、工場でのフィジカルレクリエーションプログラムの開始
8. 女子体育の改良と拡張

### 【遂行中重要事項】

①コースオブスタディの作成②地方分権化③教員養成④施設・用具⑤健康・衛生教育⑥よりよい大学体育プログラム

→ノビールの観点

スポーツ政策の主眼を「スポーツの復活、内実豊かな市民性の創造、スポーツを通じての民主主義の奨励」において計画を具体化していくこと。

### 1947年3月 体育分野の報道会議

#### －体育・スポーツの民主化理念の内実を明確化－

##### ○体育の目的

他の教育の目的と同様に、子どもの適切な成長と発達である。それぞれの指導者は体育・レクリエーションの方法によってよりより少年・少女になるには、何ができるのかを問題にしている。①身体適性の発達②心理的健康と能力③社会的性格の育成

##### ○体育の方法

- 1) エネルギーと強さをもてるように身体的に発達させる。
- 2) 身体活動を楽しめるようにスキルを発達させる。
- 3) 学校卒業後も健康や効率を保てるように持続してレクリエーションを行うように興味・関心を発達させる
- 4) 人々を社会的に適合させ、さらに集団や地域に受け入れさせるようにする
- 5) たとえば、身体的勇氣、忍耐、自信、自己支配、自己訓練、イニシアティブ、リーダーシップ、道義的勇氣、正直さなどの個性を方向づけること

※教育の民主的目的のために、体育が教育的重要性を持つのはまさにこの点にあるのだからこの社会的発達は大変重要である。

この目的は、イ) 全ての人に平等な機会 ロ) 生活の充実 ハ) 出自や地位の異なる全ての人に楽しさや幸福をもたらすことを主要な目標にしている。プレイフィールドはこれらの社会的資質を实践するのにまたとない機会をあたえる。学校カリキュラムの活動全てが体育プレイ・ゲーム・スポーツ・競技のように豊かな教育結果をもたらすわけではない。

- 6) スポーツにおいて、豊かな文化的、心理的内容を觀賞することを育てる。
- 7) 民主的生活の原則を忠実に信頼し、その機能を認識できるようにする

##### ○社会体育・成人体育の重要性

日本の男女同権の承認によって、女性競技の将来が重要な問題になってくる。このことは社会体育同様に社会レクリエーションをも含む問題である。男女が一緒にプレイするということは、男女相互の関心や適応が急速に必要なになっているビジネス、政治、専門的世界での婦人の関心によるところである。

以上

★この後、日本国内には 1947 年 7 月に大学基準協会は、体育に一切言及しない形での卒業要件単位 120 以上の履修を規定する。しかしこうした基準協会に対し文部省体育局からも大学体育の必要性が要望され、また CIE の大学担当官（マグレール氏やホルムズ女史等）から体育のことを考慮する旨の意見や要望が出された。そして同年 8 月基準協会内に体育保健研究委員会が設けられ、当時の日本の結核多さも鑑みて、保健と組み合わせて考慮する必要ありとし、大学における体育や保健の在り方を研究することとなった。この委員会は「学生を体力別に分けスポーツレクリエーションを中心教材にして指導し、学生に自分の体力に適した好きなスポーツ種目を選択させて体育を実施するという新しい線を出し、これを効果的に行うには体育を正課としなければならない」という意見を基準委員会に提出した。これを受け、同年 12 月、正課として認可されるに至る。

## まとめ

本調査では、主に教育使節団報告書作成過程（1946年1月）より、その後のCIE改革構想過程（1947年3月）までについて、実際の文書を中心に、またこれに対する研究については草深氏のものに注目することで整理してきた。この後、1947年12月の総会における決議までの間に関する動向詳細にまでは行きとどかなかつたが、体育における戦後教育改革における初期の段階について調査できたことは、そのルーツを探るうえで非常に有意義であったと考える。以下にこれまでの整理と考察を記すことで、本調査のまとめとする。

### 体育・スポーツの戦後初期改革に対する草深氏の見解

従来、体育・スポーツの戦後改革研究は、ともすると学校体育を中心にして『身体の教育』から『身体活動を通じての教育』への転換」とか「体操中心からスポーツ中心への転換」と評価してきた。しかし、学校体育の転換の基底には、学校自体の役割を国民体育の再建とそのあり方から位置づけ直す考え方が存在していた。それはマックロイ博士の教育使節団報告草案冒頭文「日本においては、体育は国家的教育政策と関連して学校においてのみその機能を果たすという考え方は避けねばならない。学校は部分的には卒業後の生活を送るための身体訓練とレクリエーションを準備するべきであり、また地域や家庭教育の組織化によって捕捉され、全ての家庭に利用可能なように学校制度によって組織され促進されなければならない」が示すとおりである。まさに国民体育構想というべきものであろう。

改革の方向は、学校体育のスポーツ化という単純なものではなかつたといえよう。学校はもとより、家庭、地域を繋ぐ社会体育・スポーツの制度的、組織的振興が基本視点であり、体育・スポーツの戦後改革は大衆化・地方分権化・住民自治化・男女共同化という大きな枠組みの中で捉えられていた。そして具体的には、それは勝利至上主義を排しながら、体育・スポーツの住民自治による地域的发展を目指し、その核に学校を位置付け、スポーツを学習することを通じて獲得される諸能力と規範によって、日本民主化の担い手の育成を構想していたといえる。

### 日本側の歪曲解釈

本調査の調査外ではあるが、これまで見てきたCIE及び使節団が一貫して主張してきた体育・スポーツの理念がどれほど正確に日本側に伝わり、大学体育導入においては、どこまでが形となったのかということに関しては一考の価値がある。というのも大学に体育を導入することを提案した使節団側（必ずしも米国人だけではない）の導入理念が、実際の導入時点で既に歪曲したものになっている可能性も大いにありうるからである。以下その事

例を幾つかあげる。

（1）大学基準協会が出した「基準 22 条」の体育に関する文言について

「大学における体育は、学生の健康を保持増進し、社会的、道徳的精神を涵養し、もって学生生活を豊かならしめる、さらに進んで、社会生活を価値あらしめる基礎を作るにあるを目的とする」のどの部分に、どこまで使節団やマックロイ博士等の意向が含まれているのであろうか？このことに関しては田崎の論文に詳しく論ぜられている。

（2）1947 年大学基準協会の体育を外した「大学基準」の発表を受けた後の文部省体育局長東俊郎氏の意見書面

「大学では一般学生の健康管理は極めて不徹底であり、かつ少数の者の間に行われている運動と必ずしも学生スポーツとして健全に教育的に行われているものばかりではない。云々・・・」「一般の学生にも体育の機会を均等に与え、健康生活の合理化を図ることのできるよう基準を定められるようご配慮ありたい」

本来戦後教育改革の中核である民主主義教育、そしてそれを推進していくスポーツ・体育が、このような処遇に直面していることも然ることながら、このように大学生の健康状況にのみクローズアップされた嘆願書も既に当初の大きな構想とはやや外れている感が残る。

（3）1946 年 5 月 1 日文部省「新教育指針」第一部後篇 「新日本教育の重点」

「平和国家、文化国家の国民として新たに出発するにあたり、新たな苦難の道を切り開く」という「大きな仕事に対しては、戦時にも増して強壮な身体が必要である」と強調され、「軍国主義及び極端な国家主義を改めるには多くの重要な問題がある」と指摘された。

→ここでは専ら学校体育の改善が軸にされ、全面的拡充施策の全容には至らなかった。

（4）同上「体育の生活化」について（草深氏論文内）

『「体育の生活化」の真の意味は、「新教育指針」の叙述のように、身体活動を日常生活に取り入れるという方法的レベルの問題ではなく、豊かな生活づくりの必要な要素として、身体活動を自らのものにし、その過程において民主主義的關係を学んでいくといういわば大衆化と住民自治化、そして更には生活の文化化への構想に他ならない。「豊かな生活づくり」や「市民性の創造」という目標をネグレクトしてしまえば、スポーツを軸とする身体活動を通しての教育は空疎な人間関係論になるか、情緒的発散になる他はない。』

（5）1946 年 3 月 21 日 南原東京帝国大学総長及び日本側教育委員会委員長から使節団長に提出された特別報告書

→スポーツの導入を示唆するものの、学校教育の方法レベルでしかとらえておらず、国民体育構想が理解されているような見解ではなかった。

（6）技術習得や身体発達軽視の傾向について

使節団やマックロイが技術と技術認識の獲得が重要であることを主張していたことは「体育プログラム」の中からも読み取れる。しかし基準 22 条導入時にも正しい技術習得に

関する記述は皆無であったことに加え、後には「体育実技によって青年の運動欲求を満足させ、且つ感情のよい捌け口を得させ、健康の保持増進に役立たせる」（1959年大学基準協会「大学体育の基準」）という文言まで出てきてしまう背景には、体育・スポーツにおける技術に対し、どのような理解があったのか大きな疑問が生じる。

→このような傾向に対し、草深氏は以下のような見解を述べている。

『問題は CIE 職員と交渉にあたった日本側体育指導者が戦前の反復練習による技術獲得とは本質的に異なる認識を媒介とした技術獲得の重要性を理解していなかったところにひとつの原因があるのではなかろうか。言い換えれば、プレイ場面での自己確証が学習の転移の法則によりスポーツマンシップや共同の価値の形成に直結できるとするマックロイ等、アメリカ新体育論についての日本側指導者の理解の安易さが、日本の歴史的社会的現実を無視した戦後日本の新体育を独り歩きさせることになったのではなかろうか。これについてはこの後の体育改革実施過程の実証的研究に待つよりほかはない。』



## 調査を終えて

戦後教育改革において、大学に体育が導入されるに至る初期背景には、大学内体育の意義云々に留まらない大きなスケールの枠組みが構想されていたことが明確となった。それは国民体育構想であり、民主主義国家樹立であるが、決して「スポーツを実践すれば民主主義者になれる」という単純なものではなかった。個人の正しい技術獲得から始まる心理的過程、生物的過程、そして社会的過程を経て初めて形成されてくるといふ壮大なスケールのものであり、草案者らの体育・スポーツへの価値観はまさに国づくりに直結する位の規模のものであったといえる。

民主主義の定義は、三権分立、基本的人権の尊重、国民主権といわれている。技術習得と技術認識から始まるスポーツマンシップ及びスポーツマン精神の心、そして男女共同、住民自治、指導書の自主編成、学校体育と競技との統一的発展、社会体育による中高年齢者の身体調整能力の保障、体育・スポーツ団体の復活と行政からの独立、大学体育と学校外体育の制度化、これらはどれも民主主義の定義に合致するものであると思われる。

また体育目的として主張された主な要素は3つであった。キーワード化すれば、技術・健康・制度ではなからうか。これらが三拍子揃って初めてこの構想は意味を成すのであろう。これらはさしずめ、以下のような構図であろうか。

まずは技術の習得、その習得過程で学びとったスポーツマンシップ、スポーツマン精神、そしてその技と精神が、学校・家庭・地域と大きく3つの環境で等しく実践できるような保障制度があり、最終的にはその線となった場での実践を通じ（生涯スポーツ？）、健康も手にするというようなものである、そしてまたその実践の場どこかで技術習得が成されるという循環である。但し、そのいずれかの環境下では、導入部分である「正しい技術指導」のできる指導者が必要ではあるが・・・。

さて、大学における体育はこうした大きな背景と3つの大きな体育目的のもとに導入される動きが存在若しくは、結果としては潜在していたといえる。ここでは導入過程において、どのような曲解や歪曲があり、どのような経緯があったかについては触れることはできない。しかし結果としては、必ずしもCIE及び使節団が描いた発祥初期の理念や目的が完全に反映されていたとはいえないということだけは明らかであろう。（但し、ここで抑えおきたいことは発祥初期において具体的に「正課」として導入という文言は確認されていない。あくまで大学での体育の実施についてである）

現在再び大学体育の意義が問われる状況下になっている。時代が大きく異なるとはいえども、今回調査した発祥の背景と理念の結果から学びとれることは多く存在すると思われる。以下本グループでの幾つかの考察を列挙することで調査終了とする。

○そもそものスポーツ文化の在り方等スポーツに対する理念を明確にし、そこを軸に徹底した組織体制、指導体制、施設・環境体制を整備していくことが大切であろう。（例えば今回の戦後改革における一連の取組は、民主主義精神というのが大きな理念であり、それを軸にあらゆる物事を構築し、全てにその血が通っているという取組であったし、またその姿勢や考えに常に一貫性があった。マックロイが抜けた後も変わらない方針等はその最たるものであろう）。

カリキュラム構築やセンターの在り方や運営を行っていく上で、こうしたマネジメント手法から学びとることは非常に多いと考える。※なぜなら日本における大学体育は特に何度もその理念が揺れ動き、理念と教育内容・方法の乖離を招いてきた節が少なからず存在するからである

○正しい技術指導とその指導過程が非常に大切であるということ。特に指導過程から学ばれるスポーツマン精神やスポーツマンシップというものに関する研究は今後文化的価値、教育的価値を高めていく上で非常に重要な要素であると思われる。

○正課実技という限定された部分ではあるが、やはり常に地域・家庭・中等教育機関迄の学校を含めた体育・スポーツ活動をどのような存在として捉え、どうあるべきと考えるのかという大きな構想観が必要であり、そのビジョンと正課実技における理念とが常にバランスをとっていくことが大切であろう。

例えば時には涉外対応として筑波スタンダードな日本における体育・スポーツの在り方を説いて回っていくようなロビー活動も必要であり、また時には大々的な地域や家庭スポーツとの関わりも必要になってくるのであろう。既につくばマラソン、スポーツデーをはじめとする活動はそうした意味では非常に意義あるものであると感じる。しかしまだセンター全体としての大きなビジョンや構想の一部として存在しているとはいえない状況であるため、今後の総てを含んだビジョンづくりの中で系統的に自由科目も正課体育も位置づけて行くことが必要であろう。

参考文献（順不同）

- 論考『第一次米国教育使節団報告書』における C.H.マックロイの役割  
新野守 草深直臣
- 体育・スポーツの戦後改革に関する「第一次米国教育使節団報告書」の作成過程  
草深直臣—体育学研究 41：59—67, 1996
- 体育・スポーツの戦後初期改革と CIE 計画の形成過程  
草深直臣—体育学研究 41：360—368, 1997
- C.I.E.体育担当官覚書にみる戦後初期の保健・体育・レクリエーション計画の総括と課題  
草深直臣—立命館大学人文科学研究so紀要別冊 2 号
- 特集・大学における保健体育の意味 一般教育としての保健体育の意味  
佐藤善治—大学と教育 Vol4
- 大学体育の設置基準の規制緩和を巡る論議に関する研究  
田崎健太郎—大学体育研究 23 1—16 , 2001
- アメリカ教育使節団報告書  
村井実訳—講談社学術文庫
- 戦後日本体育政策史序説—その 1. 戦後初期の体育政策—  
草深直臣—立命館大学人文科学研究so紀要 25 号